

平成29年11月29日

議員各位

兵庫県議会議長
黒川 治

政務活動費により県政報告紙を発行する場合の留意事項について

みだしのことについて、別添のとおり取りまとめたので、通知します。

(事務局)

議会事務局総務課審査室 近藤、小川

TEL : 078-362-3658

政務活動費により県政報告紙を発行する場合の留意事項について

県政報告紙を発行し、議会活動、政務活動や県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するために、非常に意義を有する活動であり、政務活動費をより有効活用し、今後さらに充実を図り、県民の声を盛り込んだ政策の立案や提言につなげていくことが求められている。

一方、他の地方議会において、広報誌の発行において不正が行われ、政務活動費のあり方が厳しく問われており、このことで政務活動費の活用の妨げとなることが懸念される。

そこで、適正かつ積極的に広報広聴活動が実施されるよう、県政報告紙を発行するうえでの留意事項をとりまとめた。

1 政務活動に資する記事

議会活動、政務活動及び県政に関すること等について、県民に報告しPRするための記事には、政務活動費を支出することができるが、それ以外の活動（政党・選挙・後援会・私事）を報告するための記事には政務活動費を支出できないので、留意願います。

【政務活動に係る記事（例示）】

- ① 県会・委員会活動の報告（本会議・委員会の議事録、管内、管外調査の結果等）
- ② 県内・外調査等の実施状況や調査研究結果の報告
- ③ 会派や議員の政策と実績
- ④ 県政に関する報告、PR（政策・施策・事業、予算・決算、財政状況、条例等）
- ⑤ 県民から意見を募るための記事や会派・議員の連絡先等
- ⑥ 議員の写真、プロフィール（ただし、比較的大きい顔写真、過度のプロフィールなど議員の宣伝的側面が強い場合は対象外）

参考：東京高裁判決（平成 22 年 11 月 5 日）

議員の顔写真の大きさは、縦横それぞれが紙面全長の5分の1程度、氏名については通常の題字の大きさと同程度であって、宣伝活動の側面が読者に訴える力は、市政報告の側面よりも明らかに弱く、議員本人の同一性確保の目的が強いといえることができる。したがって、その印刷や発送に要する費用の全額に、政務調査費を充てることができる。

2 効率的な執行

県政報告紙が配布されずに大量に残ることが無いよう、発注にあたっては、配布計画を策定し、必要部数を印刷するなど効率的な執行に努められたい。

3 業者の選定

業者の選定においては、実績があるなど信頼できる業者を選定するとともに、見積書を徴取し、高額な単価の契約となっていないかを確認のうえ発注するなど、疑念を抱かれないよう留意する。

また、より透明性を高めるためには、複数の業者から見積書を取り、見積もり合わせの方法により、契約相手を決定する事が望ましい。

4 履行の確認

印刷物の現物や、ポスティング業者からの配布報告書などにより、業者の履行が適正に完了していることを確認しなければならない。

5 証拠書類の保管

見積書、請求書、納品書（印刷、デザイン）、配布報告書（新聞折り込み、ポスティング）等など、契約及び履行の実績を証する書面の提出を業者に求め、客観的な証拠書類により、実績を明らかにできるよう努められたい。（業者から提出された証拠書類は議員の手元で保管しておくこと。）

また、納品された印刷物を写真撮影し保存しておくなどの方法も効果的であると思われる。

6 支払方法

業者への支払は、お金の動きを客観的な書類により証明できる銀行振込等により行うことが望ましい。

7 議長への提出書類

①領収書

領収書には、印刷部数、配布数量など支出内容が明示されていなければならない。なお、請求書等を添付することにより、それらの内容を明示することも可とする。

②活動報告書

活動報告書に、県政報告紙の発行部数、配布先、配布方法を記載する。

（手引 p 5 6 記載例を参照）

③県政報告紙の現物

県政報告紙の現物を 1 部提出する。

8 その他

後援会名義での県政報告紙の発行に要する経費には、政務活動費を充当できない。

9 効果的な広報

県政報告紙を議員のホームページにも掲載し広く県民に発信する、県の関係部局にも送付し、県政への政策提言につなげていくなど、作成した県政報告紙を積極的に活用し、効果的な広報に努められたい。